

那覇市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講する場合に受講費用の一部を支給します。

受講したい講座の申込み前までに！事前相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。



対象者

次の要件のすべてを、講座指定申請時及び給付金支給申請時に満たしている方

- ・那覇市内に住所を有するひとり親家庭の母又は父であって、20歳未満の児童を現に扶養していること。
- ・自立に向けた計画の策定等の支援を受けていること。
(指定申請時に自立計画書を提出していただきます。)
- ・就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して、その講座を受けることが適職に就くために必要であると認められること。
- ・過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがないこと。

対象講座

雇用保険制度の「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」「専門実践教育訓練」の指定講座

※「特定一般教育訓練」「専門実践教育訓練」については、
専門資格の取得を目的とする講座に限ります。

※対象講座は、厚労省ホームページ「教育訓練給付制度指定講座検索システム」
(右QRコード)で確認できます。



支給金額

(1) 雇用保険制度(ハローワーク)の教育訓練給付金の受給資格がない方

- ① 一般教育訓練または特定一般教育訓練の指定講座を受講する場合
対象講座の受講費用の60%相当額(上限:20万円)
- ② 専門実践教育訓練の指定講座を受講する場合
対象講座の受講費用の60%相当額(上限:修学年数×40万円、最大160万円)

※②の場合、受講修了後1年以内に資格を取得し、かつ、当該資格が必要とされる職業に就職等をした方は、
受講費用の85%相当額(上限:修学年数×60万円、最大240万円)から既支給分を差し引いた額について追加支給申請が可能です。

(2) 雇用保険制度(ハローワーク)の教育訓練給付金の受給資格がある方

(1)により算定した額から、雇用保険制度により支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額

【例】一般教育訓練の指定講座の受講費用300,000円を支払った場合

$$\begin{array}{rcccl} \boxed{180,000 \text{ 円 (6割)}} & - & \boxed{60,000 \text{ 円 (2割)}} & = & \boxed{120,000 \text{ 円}} \\ \text{上限 20 万円} & & \text{ハローワーク支給} & & \text{那覇市支給} \end{array}$$

ハローワーク支給分と合わせて、支払った受講費用の6割相当額(上限20万円)となります。

※上記(1)(2)により算定した額が12,000円以下となる場合、自立支援教育訓練給付金は支給されません。

※自立支援教育訓練給付金の支給は、講座受講修了後の後払いです。ただし、雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がない方が専門実践教育訓練指定講座を受講する場合は、教育訓練施設において「受講証明書」の発行が可能であるときに限り、支給単位期間(6ヶ月)ごとに支給申請をすることができます。

※自立支援教育訓練給付金の対象となる受講費用は、入学科及び受講料です。検定試験の受験料や、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費などは対象外となります。また、支給申請時点で教育訓練施設に対して未納となっている受講費用は対象となりません。

申請から給付までの流れと注意事項

事前相談

- ・ ・ ・ 窓口（那覇市子育て応援課）にて、自立支援教育訓練給付金についての案内を受け、受給資格があるか、対象講座であるか確認をする。
 - ※受講予定の講座資料（開講日、金額、雇用保険制度の指定教育訓練講座である等が記載されているもの）を持参してください。
 - ※ハローワークにて、雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格の有無を確認し、「教育訓練給付金支給要件回答書」を受け取ってください。

講座指定申請

- ・ ・ ・ 講座指定申請書に必要書類を添付して提出。
受講開始前に講座指定を受けなければ、自立支援教育訓練給付金の受給はできません。
(受講開始前とは、通学制は開講していないこと。通信制は教材が届いていないこと。)
「対象講座指定通知書」が届いてから**受講開始**

講座申込～受講開始～修了

支給申請

- ・ ・ ・ 受講修了日から起算して 30 日以内(*)に、支給申請書に必要書類を添えて提出。

*雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格がある場合は、専門実践教育訓練給付金の支給額確定日から起算して 30 日以内
*支給単位期間ごとの支給申請ができる場合は、支給単位期間末日の翌日から起算して 30 日以内

- ※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある方は、那覇市に支給申請をする前に、ハローワークで支給申請を行い、「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」を持参してください。

審査～支給

- ・ ・ ・ 支給決定または不支給決定。支給決定の場合は、指定口座へ振込。
※支給可否は審査を経て決定します。必ず支給されるものではありません。

《専門実践教育訓練修了後 1 年以内に資格取得、かつ、当該資格が必要とされる職業に就職等をした場合》

追加支給申請

- ・ ・ ・ 就職等をした日から 30 日以内(*)に、追加支給申請書に必要書類を添えて提出。

- ※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある方は、那覇市に支給申請する前に、ハローワークで支給申請を行い、「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」を持参してください。

審査～支給

- ・ ・ ・ 支給決定または不支給決定。支給決定の場合は、指定口座へ振込。
※支給可否は審査を経て決定します。必ず支給されるものではありません。

【受給資格喪失について】 以下の場合、給付金の支給対象ではなくなります。

- ・ ひとり親家庭でなくなったとき。
- ・ 講座の受講を途中でやめたとき。
- ・ 那覇市外に転出したとき。

注意：講座指定を受けた場合でも、子が 20 歳に到達した時点で資格喪失になります。



那覇市 こどもみらい部 子育て応援課 児童家庭グループ
電話 861-6951 (内 2559・2566) (那覇市役所 3F 45 番窓口)